

# 償却資産申告の手引

## (固定資産税)

### 申告書の作成にあたっては、この手引をよくお読みください。

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税の対象になります。償却資産の所有者は毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告をしていただく必要があります。

(地方税法第383条)

申告期限	<b>令和7年1月31日（金）</b> *事務処理の都合上、 <u>1月6日（月）から1月20日（月）</u> までに提出のご協力をお願いいたします。
申告書提出先 (お問い合わせ先)	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 総務部 税制課 償却法人チーム (償却資産担当) 総合センター1階 22番窓口 電話 072-674-7144 <a href="#">高槻市 償却資産の申告</a> <input type="button" value="検索"/>
郵送される場合	「申告書」「種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）」は高槻市のホームページからダウンロードできます。 受付印を押印した控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。最終面の宛先ラベルを切り取ってご利用ください。

### ◆ 申告にあたってのお願い ◆

◎償却資産の申告は、固定資産税（市税）の計算に必要なものです。

**税務署（国税）への確定申告とは別に、市役所へご申告ください。**

**確定申告で償却済みの資産であっても、事業の用に供している限り、市には申告が必要です。**

◎適正課税のために、資産内容がわかる「減価償却明細書」や「固定資産台帳」等の写しの添付にご協力ください。

◎該当する資産がない場合や資産の増減がない場合、または、移転や廃業等があった場合は、その旨を申告書の備考欄に記載して提出してください。

### 《 目 次 》

1 償却資産のあらし	1~5	3 償却資産の評価と課税について	8~10
2 償却資産の申告について	6~7	申告書等の書き方（記入例）	11~16
		耐用年数表	17~18

# 1 償却資産のあらまし

## (1) 償却資産とは

固定資産税が課せられる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法上又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象になる資産をいいます。

※ 詳しくは、3ページ「申告が必要な資産」をご覧ください。

### ■ 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも営利収益を得ることを直接の目的とするものではありません。したがって、公益法人等が行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

## (2) 償却資産の種類と具体例

### ① 申告対象となる主な償却資産（種類別）

(注) 下記具体例以外にも対象資産がある場合は申告してください。

資産の種類		課税の対象となる償却資産の例(事業用資産に限ります)
1	構築物	舗装路面、外構工事、立体駐車場、駐輪場、門、塀、ネオン塔、庭園、橋、軌道、貯水池、煙突など、その他土地に定着した設備 テナントの方が賃貸家屋等に施工した内装・給排水・ガス・電気設備など →2ページ ※建物附属設備は、便宜上「1構築物」で申告してください。
2	機械及び装置	旋盤・溶接機等の製造加工機械、土木建設機械、運搬設備(クレーン、コンベア捲上機など)、印刷機械、クリーニング設備、機械式駐車場設備、太陽光発電設備受変電設備、自家発電機、蓄電池設備等の電源設備、ボイラー燃焼装置など
3	船舶	はしけ、ボート、漁船、客船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車(0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバーの車両) (注) 次にあげる要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 (1) 最高速度 15km/時を超えるもの (2) 長さ 4.7mを超えるもの (3) 幅 1.7mを超えるもの (4) 高さ 2.8mを超えるもの ※農耕作業用自動車は最高速度 35km/時以上のもののみ該当 (※自動車税や軽自動車税が課せられるものを除きます)
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、コピー、レジスター、パソコン、音響設備、放送設備応接セット、テレビ、冷暖房機、陳列ケース、ネオン、その他測定工具、取付工具鍛圧工具、理・美容器具、厨房用品、自動販売機、看板、切削器具、工具類など

② 申告対象となる主な償却資産（業種別）（ ）は、標準的な耐用年数です。

業 種	具 体 例
共通のもの	賃貸物件の内装（10）・ガス・電気・給排水設備工事（15）、受変電設備（15） 舗装路面（10又は15）、コンクリート塀（15）、金属フェンス（10）、ネオンサイン・看板（3又は10） 広告塔（10又は20）、簡易間仕切り（3）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15） ルームエアコン（6）、埋込エアコン（13又は15）、パソコン（4）、複写機（5）、レジスター（5） サーバー（5）、防犯カメラ（6）、太陽光発電設備（17）など
小売業	冷凍・冷蔵陳列ケース（6）、陳列棚（8）、自動販売機（5）、冷蔵・冷凍庫（6）など
飲食業	接客用家具（5）・備品、カウンター（5）、厨房用品（5）、カラオケ機器（5）、テレビ（5） 音響機器（5）、冷蔵・冷凍庫（6）など
工場・作業所	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス機、金型、溶接機、コンプレッサー 貯水設備（15）、大型特殊自動車など
理容・美容業	理容・美容椅子（5）、洗面設備（5）、タオル蒸し器（5）、ドライヤー（5） サインポール（3）など
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、乾燥機（13）、プレス機（13）、ボイラー（13）、給排水設備（15）など
医療・薬局業	各種医療用機器（ベッド（8）、X線装置（6）、心電計（6）、電子血圧計（5）、CTスキャン（6） 歯科診療用ユニット（7）等）、分包機（6）、薬品棚（8）など
駐車場業	屋外照明等の電気設備（15）、舗装路面（10又は15）、コンクリート塀（15）、金属フェンス（10） 駐車装置（オートロック式・ゲート式（5）、ターンテーブル（10））など
建設業	大型特殊自動車、ポンプ（6）、ポータブル発電機（6）、ブルドーザー（6） パワーショベル（6）、コンクリートカッター（6）、ミキサー（6）など
不動産賃貸業 ビル・アパート （4ページを参照）	受変電設備（15）、自家発電等の電気設備（15）、屋外の給排水・ガス設備（15） 舗装路面（10又は15）、外構工事（15）、庭園・植込み（20）、駐輪場設備（10）、ごみ置き場（7） 看板（3）、広告設備、LAN設備（ケーブル、ハブ、ルーター、LANボード）（10） 中央監視制御装置（10）、集合郵便受・宅配ボックス（10）、消火器（10）など
娯楽業	パチンコ台（2）、パチスロ台（3）、島設備（10）、ゲーム機（3）、両替機（5）、球貸機（5） 球計算機（5）、カラオケセット（5）、接客用家具（5）など

※上記は一例ですので、該当資産に適用する耐用年数を「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1（17・18ページ）、2、4、5及び6で確認してください。

### テナントの内装・設備等について

**建物の賃借人（テナントの方）が事業のために取り付けた、内装や電気・ガス・給排水設備工事等は、施工した賃借人（テナントの方）が申告する必要があります。**

（地方税法第343条第10項、高槻市市税条例第59条第8項）

**※これらの設備は、特に申告もれとなりやすいのでご注意ください。**

ただし、自己所有の建物に施工した内装等は、家屋評価に含まれるので申告は不要です。

➡5ページ参照

### (3) 申告が必要な資産

- ① 税務会計上、減価償却の対象になる資産
- ② 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産(償却済み資産) ※事業の用に供している限り申告が必要です。
- ③ 少額資産であっても対象になる資産(下表を参照してください。)

#### 《少額資産》の取扱いについて

(1)～(3)は申告不要、★(4)・(5)は申告が必要です。

(地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条)

- (1) 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入または必要経費としたもの
- (2) 取得価額20万円未満の資産のうち3年一括償却したもの
- (3) 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち取得価額20万円未満のもの

- ★(4) 租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産
  - ★(5) 少額であっても個別に減価償却した資産
- } 申告対象

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		(1) 一時損金算入 必要経費 (※1)	申告対象外		
(2) 3年一括償却 (※2)		申告対象外			
(3) リース資産 (ファイナンス・リース)		申告対象外		申告対象 対象者が申告 (※3)	
(4) 中小企業特例の少額資産 (※4)			申告対象		
(5) 個別減価償却 (※5)		申告対象			

(※1) 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条

(※2) 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項

(※3) 期間満了と同時に資産が回収される場合(所有権移転外ファイナンスリース)は、資産を貸している人(リース会社等)が申告。リース後に資産が使用者の所有物となるような場合は、資産を借りている人が申告。

(※4) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか

(※5) 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

- ④ 赤字決算等により減価償却を行っていないのもであっても、本来減価償却が可能な資産
- ⑤ 簿外資産で、事業の用に供することができる資産
- ⑥ 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ⑦ 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、令和7年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑧ 遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ⑨ 未稼働資産(まだ稼動していないがすでに完成している資産)
- ⑩ 職員・社員の福利厚生用の資産
- ⑪ 償却資産の価値を増加させるための費用(改良費) ※改良費は本体と区別して取扱います。
- ⑫ 家屋の建築設備・造作等のうち償却資産に該当するもの(5ページの表を参考にしてください。)
- ⑬ 清算中の法人で、自ら清算事務に供しているもの及び他の事業者にも事業用として貸し付けている資産

## (4) 申告の必要がない資産

- ① 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ④ 無形減価償却資産(特許権、商標権、営業権、コンピューターソフトなど)
- ⑤ 商品・貯蔵品などの棚卸資産(※) **ただし、現に賃貸業等の事業の用に供している資産は申告対象です。**
- ⑥ 平成20年4月1日以降に締結したリース契約のうち、法人税法第64条の2 第1項又は所得税法第67条の2 第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

## (5) 建物附属設備等の家屋と償却資産の区分

固定資産税において、「家屋」と「償却資産」は区分して評価しています。家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備(電気設備や給排水設備等)は、その設備を取り付けた事業用家屋の所有区分により償却資産として申告対象となるかが異なります。

詳しくは次ページの区分表を参照してください。◎のものは償却資産の申告が必要です。

### ●不動産賃貸業について

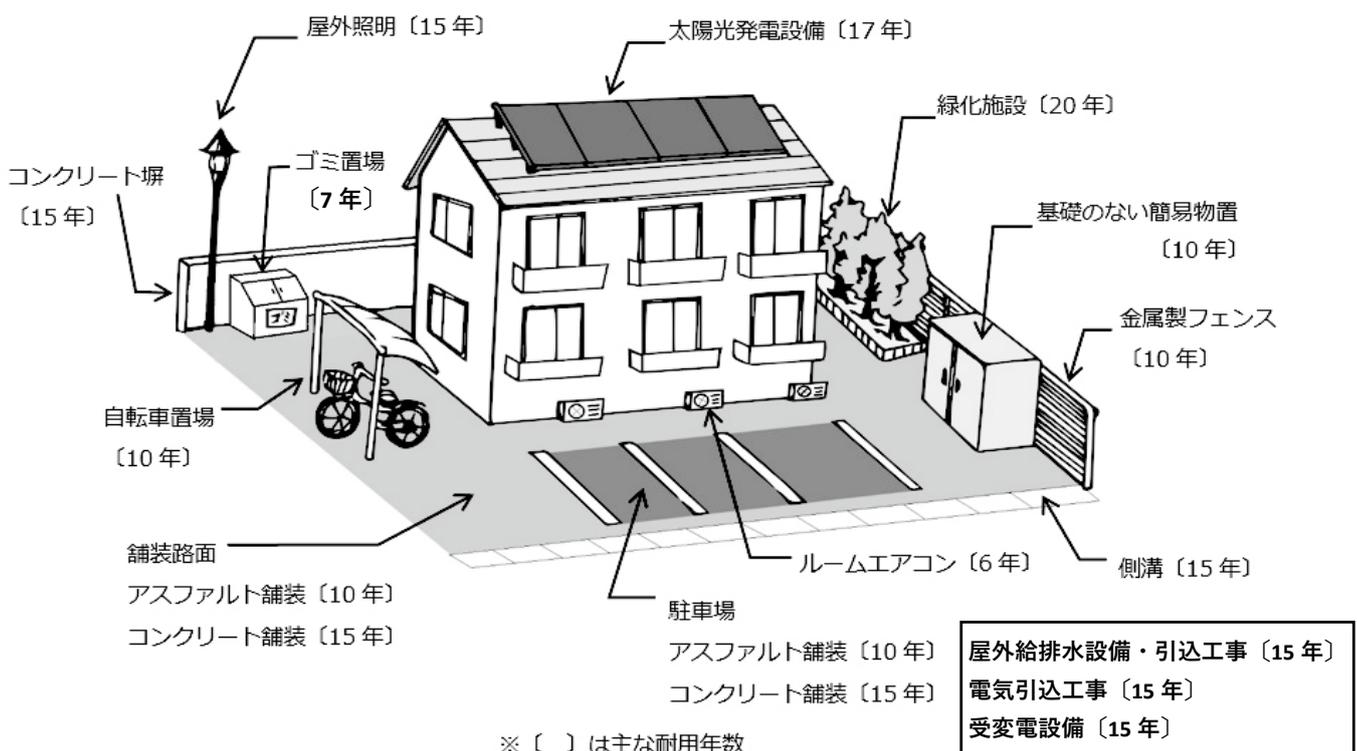
賃貸用の店舗やアパート、駐車場等を所有されている場合、土地・家屋とは別に固定資産税(償却資産)の課税対象となるため、申告が必要です。

下記の図で申告対象資産(一例)を参考に、申告してください。

なお、外構工事等を建物に含めて計上されている場合でも、申告対象部分を分けて申告していただく必要があります。

また、申告内容について、該当建物の工事明細等を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

### 【(主な例) 共同住宅】



◆ 家屋と償却資産の区分表（主な例）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式（インターネット設備も含む）			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・流し用等）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	エアコン（壁掛型・吊下型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		エアコン（埋込型）等の上記以外の設備		○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮、病院、社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、宅配ボックス、カーテン、ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）、舗装工事（アスファルト等）			◎		◎

## 2 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、高槻市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（高槻市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人又は個人

### (2) 申告の方法及び提出書類

\* 申告書は2枚1組、明細書は3枚1組の複写式になっています。

なお、複写式の用紙に文字が写るように記入してください。

\* 自社作成の申告書や高槻市ホームページからダウンロードした申告書を使用される場合は、市から送付した申告書（未記入の状態）を添付してください。

\* 詳しい記入方法については、11ページからの「申告書の書き方（記入例）」をご覧ください。

区分	申告していただく方	申告が必要な資産	提出する書類	備考
全資産申告	本年度初めて申告をされる方	令和7年1月1日現在所有している全資産	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加・全資産用）	該当資産がない場合、①申告書の「18備考」欄の「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください(②は提出不要です)。※ 減価償却費の計算書等、資産がないことが分かる資料の提出を求める場合があります。
増加・減少資産申告	令和6年1月2日以降資産の増加・減少が <b>ある</b> 方	令和6年1月2日から令和7年1月1日まで増加及び減少した資産	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）	資産の増減がある場合、①申告書の「18備考」欄の「1. 資産の増減あり」に○をつけて、種類別明細書(②、③)とあわせて提出してください。
	令和6年1月2日以降資産の増加・減少が <b>ない</b> 方		① 償却資産申告書	資産の増減がない場合、①申告書の「18備考」欄の「2. 資産の増減なし」に○をつけてください。
申告もれ資産等	令和6年1月1日以前に取得した資産で、申告もれ・申告誤りがある方	申告もれ等の資産	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）	②、③の明細書の各摘要欄に「申告もれ」「申告誤り」等、記入してください。

### ◎ そのほかの事由について

#### ● 令和7年1月1日現在、高槻市内で事業を行っていない場合

→ 申告書「18備考」欄の「4. 廃業・解散・転出等」に○をつけて、事由発生年月日を記入してください。

#### ● 相続で資産を所有することになった場合

→ 被相続人の氏名と相続の年月を申告書「18備考」欄に記入してください。

なお、②の明細書に記載する取得年月は、被相続人の取得年月で記入してください。

#### ● 法人の合併・個人廃業から法人設立等の場合 → 詳細を申告書の「18備考」欄に記入してください。

#### ● 企業電算申告の場合は、電算システムで書類を作成し課税標準額、評価額等をすべて記載してください。

●地方税（固定資産税償却資産）と国税の主な違い

下記の表は、国税との違いになります。申告書作成の参考にしてください。

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、固定資産税定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる。) ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 (定率法選択の場合) ※平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法」(200%)を適用 ※平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法」(250%)を適用 ※平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	× 認められていない。 圧縮額を含めた実際の取得額を記入して下さい。	○ 認められている。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	× 認められていない。	○ 認められている。
増加償却(10ページを参照) (所得税・法人税)	○ 認められている。	○ 認められている。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	原則区分評価

**(3) 申告されない方、虚偽の申告をされた方**

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び市税条例第78条の規定により過料が科せられます。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等が科せられます。

**(4) 実地調査等のお願い**

高槻市では、適正課税のため、地方税法第354条の2の規定により、所管税務署での所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行っています。

また、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を順次行っておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果をもとに賦課決定を行う場合があります。資産の取得年月に応じて、最大5年遡及しますので、あらかじめご了承ください（下記（5）参照）。

**(5) 過年度への遡及について**

実地調査等に伴う修正や申告もれ等の場合は、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、**最大5年を限度**とします。過年度分の課税が発生した場合は、**一括で納付**していただくことになります。

### 3 償却資産の評価と課税について

#### (1) 評価額の算出

償却資産の評価方法は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にしています。  
資産一品ごとに評価額を算出後、全資産の評価額を合計（課税の基礎になる価格）します。

##### 《算出方法》

- ① 前年中に取得した資産 → 取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率(r) × 1/2)
  - ② 前年前に取得した資産 → 前年度評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率(r))
- \* 上記により算出した評価額が取得価額の5%より小さくなった場合は、取得価額の5%が評価額となります。

##### 《計算例》

令和6年6月に400,000円で購入した、耐用年数3年の資産の評価額は？

取得価額	×	①前年中取得の 減価残存率	=	評価額	
令和7年度… 400,000円	×	0.732	=	292,800円	* 減価残存率表参照

前年度評価額	×	②前年前取得の 減価残存率	=	評価額	
令和8年度… 292,800円	×	0.464	=	135,859円	
令和9年度… 135,859円	×	0.464	=	63,038円	
令和10年度… 63,038円	×	0.464	=	29,249円	
令和11年度… 29,249円	×	0.464	=	(*) 13,571円	* 評価額は 小数点以下切捨て

(\*) 令和11年度で、取得価額の5% (20,000円) より小さくなりますので、この資産  
に関しては令和11年度以降の評価額は20,000円になります。

#### 【参考】減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	36	0.062	0.969	0.938
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	37	0.060	0.970	0.940
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	38	0.059	0.970	0.941
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	39	0.057	0.971	0.943
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	55	0.041	0.979	0.959

\* 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から第6まで（別表第3を除く）が適用されます。

## (2) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。その場合でも申告書の提出は必要です。

## (3) 納税義務者

令和7年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者になります。

## (4) 税率・税額

税率は、1.4/100です。課税標準額(1,000円未満切捨て)に、この税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額になります。

## (5) 納期

固定資産税の納期は、1期（5月）、2期（7月）、3期（9月）、4期（12月）の年4回です。  
納税通知書は5月上旬に送付します。

※過年度分の課税が発生した場合は一括で納付していただくことになります。

## (6) 課税台帳の閲覧

決定された価格等は、償却資産課税台帳に登録し、4月1日以降、関係者の閲覧に供します。  
直接窓口へお越しいただくか、郵便での請求も可能です。

- \* 「固定資産（償却資産）課税台帳等閲覧申請書」に必要事項を記入し、申請してください。  
（申請書は高槻市のホームページからダウンロードできます。また窓口でもお渡ししています。）
- \* 閲覧の際には本人確認をさせていただきます。
- \* 郵便で請求される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 【閲覧申請時の必要書類】

個人	本人申請の場合	① 本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証（資格確認書）・年金手帳・パスポートなど）
	代理人申請の場合	① 委任状又は委任状に代わるもの （当該年度の申告書の控え・納税通知書・前年度の課税台帳写し（いずれも原本）） ② 代理人の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証（資格確認書）・年金手帳・パスポートなど）
法人		① 法人の代表者印を押印した申請書、委任状又は委任状に代わるもの （当該年度の申告書の控え・納税通知書・前年度の課税台帳写し（いずれも原本）） ② 申請者の本人確認ができるもの （運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証（資格確認書）・年金手帳・パスポートなど）

## (7) 特例等について

各項目について、申告の方法を記載しています。①、②に該当する資産は申請書の提出が必要です。  
(ただし、前年度までに申請された資産は、再度申請する必要はありません。)

※申請書は高槻市のホームページからダウンロードできます。

### ① 非課税該当資産

地方税法第348条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。  
新たに取得された場合は種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『非課税該当』と記入し、  
「固定資産税（償却資産）課税標準の特例・非課税申請書」も併せて提出してください。

※適用判定のため関係書類の添付を求める場合がありますので、事前にお問い合わせください。

### ② 課税標準の特例該当資産

特定の構築物や公害防止設備に対しては、地方税法上「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が  
図られています。該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に  
該当条項を記入し、下表「添付書類」欄の書類を添えて提出してください。

#### 【課税標準の特例資産 ※抜粋】

該当条項	資産（施設）の種類	取得期間	適用期間	特例率	添付書類
本法附則第15条第2項（一） （わがまち特例）	水質汚濁防止法による「汚水 又は廃液の処理施設」	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	2分の1	① 固定資産税（償却資産）課税 標準の特例申請書
本法附則第15条第2項（五） （わがまち特例）	下水道法による「公共下水道 を使用する者が設置した除害 施設」	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	5分の4	
旧本法附則第15条第32項 （わがまち特例）	特定事業所内保育施設	（補助開始対象期間） 平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間 （※）	2分の1	（※）最初に政府の補助を受けた日 の属する年の翌年度から5年 間
本法附則第15条第44項	中小企業者等が取得した先端設 備等に該当する機械装置等	（賃上げの表明なし） 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年間	2分の1	
		（賃上げの表明あり） 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間	3分の1	
		（賃上げの表明あり） 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年間	3分の1	

(注) 課税標準の特例内容は、地方税法改正に伴い変更されることがありますので、不明な点がございましたら  
お問い合わせください。必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

### ③ 短縮耐用年数について

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局の承認を受け、  
耐用年数の短縮を行っている資産がある場合、「承認通知書」の写しを添付してください。

### ④ 増加償却について

法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っ  
ている資産がある場合、「届出書」の写しを添付してください。

● 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方(記入例)

※緑文字の用紙です

この申告書は資産の増減の有無にかかわらず提出してください。

令和 7 年度

令和 7 年 1 月 17 日

受付印

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※ 所有者コード

R2361150

12

1 (ふりがな) 住所 (又は納税通知書 送付先)	高槻市桃園町2番1号 (電話 072-674-7144)		3 個人番号又は 法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2 (ふりがな) 氏名 (法人にあってはそ の名称及び代表 者の氏名)	高槻太郎 (屋号 )		4 事業種目 (資本金等の額)	金属加工機械製造 (百万円) ( 150 )	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	たか つき た ろう	昭和 50 年 4 月	5 事業開始 年月		10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	高槻太郎	經理担当 田中	6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名	(電話 072-674-7144)	11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有・無
		高槻会計事務所	7 税理士等 の氏名	(電話 072-674-7139)	12 特別償却又は圧縮記載	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
					13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定額法
					14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・無

資産の種類	取得価額				課税標準額 (ト)	備考 (添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。 ① 資産の増減あり ② 資産の増減なし ③ 該当資産なし ④ 廃業・解散・転出等 (令和 年 月 日)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)		
1 構築物	15,552,803 <del>13,202,483</del>		10,985,105	26,537,908	① 桃園町2-1 (事務所) (自己所有・借家)	
2 機械及び装置	104,346,558	3,852,300	2,702,202	103,196,460	② 富田町5丁目17 (工場) (自己所有・借家)	
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具	2,955,000	1,260,450	3,300,000	4,994,550	③ 大府の名称等 大府リース 072-674-7111 高槻市郡家新町48-3 コンピュータ 2台	
6 工具、器具及び備品	1,790,645 <del>1,910,800</del>	250,000	150,000	1,690,645	16 借用資産 <input checked="" type="radio"/> 有・無	
7 合計	124,645,006 <del>122,474,847</del>	5,362,750	17,137,307	136,419,563		

15市(区)町村内における事業所等資産の所在地 (17事業所用家屋の所有区分)	15市(区)町村内における事業所等資産の所在地 (17事業所用家屋の所有区分)
郵便 / 税本無	窓口 / 明細処理
受付簿	台帳受合
記入不要です	記入不要です
過年度	過年度

記入不要です。  
※ただし、企業電算申告(6ページ)の場合は記入してください。

記入箇所		記入の方法
1	住所	申告書・納税通知書等の発送先となるべき住所を印字しています。その住所の電話番号を記入してください。
2	氏名	個人の場合、氏名を印字しています。 法人の場合、その名称を印字していますので、代表者名を記入してください。 屋号があれば、屋号も記入してください。 印字している内容に変更がある場合は、2本線で削除し、正しい内容を記入してください。
3	個人番号又は法人番号	法人の場合、所有者の法人番号を記入してください。
4	事業種目（資本金等の額）	高槻市における事業の主たる事業種目を具体的に記入してください。法人の場合は、資本金等の額を記入してください。
5	事業開始年月	高槻市内において事業を開始した年月を記入してください。（個人の場合は事業開始年月、法人の場合は設立・開設年月）
6	この申告に応答する者の係及び氏名	この申告を担当する部署、応対される方の氏名及び電話番号を記入してください。
7	税理士等の氏名	この申告を税理士に委任された場合は、その氏名及び電話番号を記入してください。
8	短縮耐用年数の承認	該当する方を○で囲んでください。
9	増加償却の届出	該当する方を○で囲んでください。
10	非課税該当資産	該当する方を○で囲んでください。
11	課税標準の特例	該当する方を○で囲んでください。
12	特別償却又は圧縮記帳 （償却資産の評価では、特別償却又は圧縮記帳は認められておりませんので、特別償却前・圧縮前の価額を記入してください。）	該当する方を○で囲んでください。
13	税務会計上の償却方法	該当する方を○で囲んでください。
14	青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。
15	市（区）町村内における事業所等資産の所在地	高槻市内にある資産の所在地・事業所等を全て記入してください。
16	借用資産（有・無）	該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、貸主の名称と連絡先を記入してください。 借用資産とは、土地・家屋を除いたリース資産です。
17	事業所用家屋の所有区分	該当する方を○で囲んでください。（自己所有か借家かで、課税内容が変わることがありますので、必ずどちらかを選択してください。）
18	備考（添付書類等）	該当する項目を○で囲んでください。項目4の場合は、事由発生年月日等も記入してください。 特例・非課税申請書等を添付した場合は、その書類の名称を記入してください。 その他、異動事項がある場合や、申告について参考になる事項があれば記入してください。
取得価額	前年前に取得したもの（イ）	既に印字しています（前年度申告書の（二）欄の価額と同じです）。過去に申告済の資産について申告誤りによる訂正がある場合は、 <b>記入例のようにこの欄の価額を修正してください。</b>
	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
	前年中に取得したもの（ハ）	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
	計（（イ）-（ロ）+（ハ））（二）	（イ）-（ロ）+（ハ）によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

減価償却費や未償却残高ではなく、**取得価額の合計**を記入してください。

● 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方(記入例)

※ 緑文字の用紙です

①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧	
令和7年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)		取得年月		取得価額		耐用年数		減価残存率		価額		摘要	
資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例等	課税標準額	増加事由	摘要	課税標準額	増加事由	摘要	
R 2361150	A1														
01	コウコクトウ	1	5.3	2,350,320	20	0.0	2,350,320		2,350,320	1.2, 3.4	令和6年度申告もれ分		1.2, 3.4		
02	ジュウコ チカタンク	1	5.6	4,985,105	15	0.0	4,985,105		4,985,105	1.2, 3.4			1.2, 3.4		
03	ハイスイソウチ	1	5.6	6,000,000	30	0.0	6,000,000		6,000,000	1.2, 3.4			1.2, 3.4		
04	ドウリョク フンホンバン	1	5.6	2,702,202	7	0.0	2,702,202		2,702,202	1.2, 3.4			1.2, 3.4		
05	フォークリフト(オオガタクシュ)	1	4.23	3,300,000	3	0.0	3,300,000		3,300,000	1.2, 3.4			1.2, 3.4		
06	PC	1	5.6.10	150,000	4	0.0	150,000		150,000	1.2, 3.4			1.2, 3.4		
07															
小計							6	19,487,627		19,487,627					

**記入不要です。**  
※ただし、企業電算申告(6ページ)の場合には記入してください。

**記入不要です**

(例) 減価償却資産明細書 ※  
○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額(償却補償額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	摘要
広告塔	1	R5.3	2,350,320	2,350,320	定額法	20	
重油 地下タンク	1	R6.5	4,985,105	4,985,105	定額法	15	
排水装置	1	R6.4	6,000,000	6,000,000	定額法	30	
動力 分電盤	1	R6.4	2,702,202	2,702,202	定額法	7	
営業車	1	R6.5	2,000,000	2,000,000	定額法	6	
フォークリフト(大型)	1	H23.6	3,300,000	3,300,000	定額法	3	
PC	1	R6.10	150,000	150,000	即時	4	措法28の2

※国税で減価償却費を計算するために必要なもので資産を1品ずつ計算しているものです。

国税の確定申告書や固定資産台帳等の減価償却費の計算書を参考にして記入してください。  
・申告対象外の資産は記入不要です。  
・中小企業特例の少額資産は特に申告が漏れやすいので注意してください。

記入箇所	記入の方法
① 資産の種類	<p>下記の区分に従ってそれぞれ該当の番号を記入してください。</p> <p>1=構築物(建物附属設備含む) 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品</p>
② 資産の名称等	<p>使用できる文字は、カタカナ(ア～ン)、英字(A～Z)、数字(0～9)だけです。「J」「P」も一文字に数えます。ひらがな・漢字は使用せず20字以内におさめ、同じ名称が続く場合でも「同上」「//」など略さず、それぞれの名称を1行ずつ記入してください。</p>
③ 数量	<p>資産の数量を記入してください。</p>
④ 取得年月	<p>資産を実際に取得した年月(相続された資産は、相続による取得年月ではなく本来の取得年月)を記入してください。年号は、<b>昭和</b>→<b>3</b> <b>平成</b>→<b>4</b> <b>令和</b>→<b>5</b> とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。なお、1月1日取得のものは、「<b>前年の13月</b>」と記入してください。(例)令和7年1月1日 取得 ⇒ 50613</p>
⑤ 取得価額	<p>該当資産の取得価額を記入してください。なお、下の小計欄には、取得価額の合計を記入してください。消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合は、消費税を含めた金額で記入してください。</p> <p>※取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。</p>
⑥ 耐用年数	<p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から第6まで(別表第3を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。※17～18ページの耐用年数表も、ご参照ください。</p> <p>★平成20年度の「耐用年数省令の税制改正」に伴い耐用年数の変更が行われました。同封している「前年度資産一覧表」をご確認いただき、耐用年数の訂正がなされていない場合は、該当する耐用年数を訂正し、その原本又はコピーを申告書に添付してご返送ください。</p>
⑦ 増加事由	<p>下記の区分に従って、増加の事由に該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>新品取得 (購入・製作・譲受その他の理由で取得した新品資産) ……………1  中古品取得 (購入・譲受その他の理由で取得した中古資産) ……………2  移動による受入れ (企業内移動などで高槻市に所在することになった資産) ……3  その他 (上記以外の理由で高槻市に所在することになった資産) ……………4</p>
⑧ 摘要	<p>記入例のように、特記事項があれば記入してください。  特例資産又は非課税資産に該当する場合は、根拠となる条項を記入してください。</p>

● 種類別明細書(減少資産用)の書き方(記入例)

※ 赤文字の用紙です

令和 7 年度

種類別明細書 (減少資産用)

※ 所 有 者 コー ド ※ BZ  
R2361150

行 番 号	抹 消 コ ー ド	資 産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額  <small>(十億 百万円 千円 円)</small>	耐 用 年 数	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要		
					年 号	月			1 売 却	2 滅 失	3 移 動	4 そ の 他			
01	Z 000418		ヨウセツキ	1	4	5	315,300	12	1	②	3	4	①	2	
02	Z 001643		ジトウケンホン	1	4	27	3,537,000	12	1	2	③	4	①	2	令和6年4月森木工場へ移動
03	5 006025		7オ-クリ7ト	1	5	3	1,260,450	4	①	2	3	4	①	2	株式会社製作所へ売却 高槻市川西町1-34-7
04	6 002542		ル-6ク-レー	1	5	2	250,000	6	1	②	3	4	1	②	令和6年5月75万円(数量3) のうち25万円(数量1)減少
05	6 004189		7クシヤキ	1	4	30	180,155	5	1	2	3	④	①	2	令和5年3月廃棄(申告もれ)
06	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
07															
				小 計	5		5,542,195								

第二十六号様式別表二(提出用)

(例)

義務者番号 R2361150		令和 6 年 1 月 1 日 現在		所有者 高橋 太郎		PAGE 1	
種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 ・ 規 格 ( 数 量 )	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	非 課 税 特 例 等	備 考
1	2 000418	ヨウセツキ	H5.4	315,300	12		
8	2 004025	インサツゼツビ	H19.9	2,300,000	4		H21年度より耐用 年数変更(省令改 正による)
9	Z 003682	レイダンボウ	R2.6	1,500,000	6		資産の種類変更
10	6 004523	インターホン	R4.3	367,500	4		取得価額訂正
11	6 005034	オウセツゼツト	H31.3	500,000	5		取得年月訂正
12	6 062342	ライトウレイノウコ	R3.10	380,000	6		名称・数量変更

※この「前年度の資産一覧表」は、令和6年度までに資産の申告があった方のみ同封しています。

以下の訂正事項がある場合、左記のように訂正してください。

- 耐用年数(訂正が令和6年度申告以前に及ぶ場合は、訂正適用年度を記入してください。)
- 資産の種類
- 取得価額
- 取得年月
- 数量や名称

記入箇所	記入の方法
① 資産の種類 ② 抹消コード ③ 資産の名称等 ④ 数量 ⑤ 取得年月 ⑥ 取得価額 ⑦ 耐用年数	<p>①～⑦については、記入例を参照し同封の「前年度の資産一覧表」より転記してください。</p> <p>⑥の年号については、<u>S(昭和)</u>→<u>3 H(平成)</u>→<u>4 R(令和)</u>→<u>5</u> と読み替えて記入してください。</p>
⑧ 減少の事由及び区分	<p>減少の事由に該当する番号を○で囲んでください。</p>
⑨ 摘要	<p>減少年月、移動先・売却先を記入してください。</p> <p>(例1) 資産が一部減少した場合            「令和6年5月 75万円(数量3)のうち25万円(数量1)減少」</p> <p>(例2) すでに除却済みの場合            「令和5年3月廃棄(申告もれ)」</p> <p>記入例の摘要欄を参照し、このように具体的な事由を記入してください。</p> <p>その他、特記事項があれば記入してください。</p>

「申告年度」欄は記入不要です。

耐用年数、資産の種類、取得価額、取得年月、数量や名称などに訂正事項がある場合、同封の「前年度の資産一覧表」を修正していただき、その原本又はコピーを申告書に添付してご返送ください。(なお、訂正にあたっては、15 ページの「(例) 前年度の資産一覧表」を参照してください。)

# 耐用年数表

建物・機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(別表第1より抜粋)

## ○建物附属設備

構 造 用 途	細 目	耐用年数
電気設備 (照明設備 含む)	蓄電池電源設備	6
	太陽光発電設備	17
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22KW以下)	13
	その他のもの	15
昇降機 設 備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード 日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間 仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前 掲 以 外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

## ○工具

構 造 用 途	細 目	耐用年数
測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具、取付工具		3
ロ ー ル	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	4
		3
型、鍛圧・ 打抜工具	プレス、その他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム、ガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	2 3
	切削工具	
金属製柱・カッペ		3
活 字 等	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限り) 自製活字等に常用される金属	2 8
	前 掲 以 外	白金ノズル その他のもの
前掲区分 以 外		白金ノズル その他主として金属製のもの その他のもの

## ○構築物

広 告 用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用 運動場用 遊園地用 又は学校 用のもの	ネット設備	15
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他の スポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール	30 30
緑 化 施 設 及 び 庭 園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へ い	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造	25
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙 突	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造	7
	著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	25
	金属造	10

## ○器具及び備品

家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー その他音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他これらに類する電気、ガス機器	6 6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く) カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他 類似の繊維製品	4 3
	じゅうたん、その他床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用 劇場用のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8

## ○車両及び運搬具(自動車を除く)

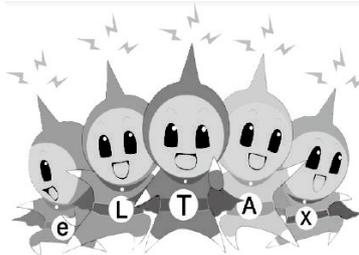
自転車	2	
フォークリフト	4	
そ の 他 の も の	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

構造用途	細目	耐用年数	
家具・機器・家庭用品 電気ガス	食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5	
	その他 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5	
	電子計算機	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ	5 5 5	
	インターホン、放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン 電話設備 その他のもの	6 6 10	
	時計、試験機器及び測定機器	時計 度量衡器 試験又は測定機器	10 5 5
	光学写真製作者機器	オペラグラス カメラ、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	2 5 8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5	
	容器・金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	6 8 10
容器・金庫	ドラムかん、コンテナ、その他の容器 大型コンテナ(長さ6メートル以上のもの) その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2	
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20	
	美容機器	理容、美容いす、洗面設備 ドライヤー、タオル蒸機、その他のもの	5

構造用途	細目	耐用年数
医療機器	歯科診療用ユニット	7
	レントゲン、その他電子装置使用機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び 自動血液分析器 その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器	4 5 6
	ハードタンクその他の作動部分を有する 機能回復訓練機器	6
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
娯楽・スポーツ器具 興行又は演劇用具	たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具 射的用具 碁、しょうぎ、麻雀等遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう、幕 衣しょう、かつら、小道具、大道具	8 2 5 3 3 5 2
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
前掲以外	映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ レコード シート及びロープ 葬儀用具 楽器 自動販売機(手動式を含む) 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	2 2 3 5 5 5 5 10 5
	前掲区分以外	その他主として金属製のもの その他のもの

申告書の提出はぜひ便利な電子申告をご利用ください

エルタックス  
**eLTAX**



償却資産の申告は、eLTAXでも行うことができます。  
eLTAXでの申告は、窓口にお越しいただく必要がないため便利  
です。  
詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

\*ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>  
\*電話 **0570-081459** (ハイシンコク)

eLTAXで申告される場合は、必ず申告書右上の「所有者コード」  
欄に「R」か「Z」で始まる義務者番号をご記入ください。

固定資産税（償却資産）など、市税の納付には便利な口座振替をご利用  
ください。お問い合わせは

**収納課：072-674-7152 まで**

〒569-0067  
高槻市桃園町2番1号

高槻市役所  
総務部 税制課  
償却資産担当 行

申告書送付の際に  
封筒に貼り付けて  
ご利用ください。